

(事例 7) 平成12年から平成25年までの間において新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供し、かつ、平成26年において高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき

【記載例 7-1】先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける場合で、後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等が特定取得に該当するとき

控除額

平成 26 年 12 月 31 日における住宅借入金等の金額のうち増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等（以下「増改築等住宅借入金等」という。）の金額と当該増改築等住宅借入金等に係る住宅の増改築等以外の住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下「他の住宅借入金等」という。）の金額がある場合には、その平成 26 年 12 月 31 日における住宅借入金等の金額につき増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、その区分をした増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額ごとに次の①及び②の定めるところによりそれぞれ計算した金額（当該金額に 100 円未満の金額があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする（措法 41 の 3 の 2 ⑫）。

ただし、その①及び②の住宅借入金等ごとに計算された最も高い控除限度額を限度とする。

① 増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき、措法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により計算した金額

② 他の住宅借入金等の金額の合計額につき、措法第 41 条の規定により計算した金額

〔控除限度額〕

平成 23 年において新築等をした家屋（認定長期優良住宅を除く。）を居住の用に供し、かつ、平成 26 年において高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分を居住の用に供した場合でその居住に係る住宅の増改築等が特定取得に該当するときの控除限度額は 40 万円となる。

設 例

- ① 居住開始年月日 平成 23 年 1 月 25 日
- | | | | |
|--------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 家屋に関する事項 | | 土地等に関する事項 | |
| 家屋の取得対価の額 | 20,000,000 円 | 土地等の取得対価の額 | 25,000,000 円 |
| 家屋の総床面積 | 100.00 m ² | 土地等の総床面積 | 120.00 m ² |
| うち居住用 | 100.00 m ² | うち居住用 | 120.00 m ² |
| 住宅借入金等に関する事項 | | 住宅及び土地等 | |
| 住宅借入金等の内訳 | | | |
| 年末残高（当初借入金額） | | 27,800,000 円（30,000,000 円） | |
- ② 居住開始年月日 平成 26 年 10 月 31 日
- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 7,000,000 円／7,000,000 円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 高齢者等居住改修工事等の費用の額 | 2,500,000 円 |
| 交付を受ける補助金等の合計額等 | 400,000 円（平成 26 年 8 月 25 日交付） |
| 控除を受ける者の年齢 | 50 歳 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高（当初借入金額） | 7,800,000 円（8,000,000 円） |
- ※1 共有者なし
- ※2 工事の請負契約書の写し等から②は特定取得に該当
- ※3 家屋は認定長期優良住宅に該当しない

→ 控除額計算明細書は、住宅の取得等及び住宅の増改築等ごとに作成する。

〔控除額計算明細書一面〕（後の増改築等分）

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 [平成]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の②の金額)	②	③
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④	⑤
うち居住用部分 の(床)面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の⑥の金額)	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨(補助金等がある場合は(付表1)の⑥の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑨)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得 ☐
--	----------------------------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤	⑥	⑦	⑧
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑨ (⑤×①)又は(付表1)の⑩の⑪	⑩ (⑥×②)又は(付表1)の⑫の⑬	⑪ (⑨+⑩)又は(⑪+⑫)	⑫ (⑧×④)又は(付表1)の⑭の⑮又は⑯の⑰
	⑪	⑫	⑬	⑭

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤	⑥	⑦	⑧
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑱の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	⑨	⑩	⑪	⑫
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑲の金額 ※連帯債務がない場合には、⑱の金額を書きなさい。	⑬	⑭	⑮	⑯
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑰	⑱	⑲	⑳
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㉑	㉒	㉓	㉔
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑰×㉑)	㉕	㉖	㉗	㉘
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の⑧+⑥の⑨+⑦の⑩+⑪の⑬)				㉙

※ ㉙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉚」欄に転記します。

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※ 50万円を超える場合に限り適用。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... ☒	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 50万円を超える場合に限り適用。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 50万円を超える場合に限り適用。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます)..... ☐	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑨又は⑩×㉑の⑰)	⑰ 特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 (⑨と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	⑱ 21000000
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます)..... ☐	⑲ 21000000	⑳ 21000000	㉑ 21000000
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きなさい。 氏名() 続柄()	㉒ 21000000	㉓ 21000000	㉔ 21000000

※ ⑩、⑬及び⑰について、特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円を超えるときに限ります。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きなさい。	番号 5
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㉙の金額を転記します。	㉙

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用 ☐	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に二面の㉙の金額を右に転記します。	㉙
---------	----------------------------	---------	--	---

- (注) 1 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書二面の「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の番号「5」を記載する。
- 2 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」の文字を○で囲み、㉙欄の記載は後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書についてのみ行う。
- 3 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年1月25日居住開始)と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る居住開始年月日等(例: 平成26年10月31日居住開始(特定))のいずれも記載(後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る居住開始年月日等を上段に、先の新築等をした家屋に係る居住開始年月日等を下段に記載)する。

〔控除額計算明細書二面〕（後の増改築等分）

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨	6,600,000	円
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から7のいずれかを選択する場 合を除きます。)	平成26年中に居住の用に供した場 合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮ (最高40万円) 円 00	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場 合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮ (最高50万円) 円 00	円
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	⑮ (最高20万円) 円 00				住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	⑮ (最高30万円) 円 00	円
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高20万円) 円 00			平成25年中に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高30万円) 円 00	円
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高30万円) 円 00			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高40万円) 円 00	円
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高40万円) 円 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場 合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額(2,100,000)×0.02 + ②-⑦×0.01=	⑮ (最高12万5千円) 円 87,000	円	円
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高50万円) 円 00				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額()×0.02 + ②-⑦×0.01=	⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
		平成20年中に居住の用に供した場合		⑨×0.005=	⑮ (最高10万円) 円 00			平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合	②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額()×0.02 + ②-⑦×0.01=	⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑨×0.005=	⑮ (最高12万5千円) 円 00					⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
		平成18年中に居住の用に供した場合		⑨×0.005=	⑮ (最高15万円) 円 00					⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
		平成17年中に居住の用に供した場合		⑨×0.005=	⑮ (最高20万円) 円 00					⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
		平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合		⑨×0.005=	⑮ (最高25万円) 円 00					⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
		平成20年中に居住の用に供した場合		⑨×0.006=	⑮ (最高12万円) 円 00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場 合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額()×0.02 + ②-⑦×0.01=	⑮ (最高12万5千円) 円 00	円	円
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑨×0.006=	⑮ (最高15万円) 円 00				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額()×0.02 + ②-⑦×0.01=	⑮ (最高12万円) 円 00	円	円
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		⑨×0.006=	⑮ (最高12万円) 円 00	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	⑮ (最高60万円) 円 00	円	円
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑨×0.006=	⑮ (最高15万円) 円 00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	⑮ (最高36万円) 円 00	円	円
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場 合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮ (最高50万円) 円 00			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	⑮ (最高48万円) 円 00	円	円
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	⑮ (最高30万円) 円 00							
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高30万円) 円 00							
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑨×0.01=	⑮ (最高40万円) 円 00							
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨×0.012=	⑮ (最高60万円) 円 00							

※1 ⑮の金額を一面の⑨欄に転記します。

※2 ⑨欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑩欄も記載します。

2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと（これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、上記の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます。）に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。
その明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等に係る明細書の⑩欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑩の金額）の合計額（住宅の取得等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑩	365,000	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑩の金額）の合計額を記載します。	⑩	00	円

※ ⑩の金額を一面の⑩欄に転記します。

(注) 1 ⑩欄の記載は、後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書についてのみ行う。

2 ⑩欄の計算に当たっては、平成26年12月31日における住宅借入金等の金額につき増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、その区分をした増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額ごとに次の①及び②の定めるところによりそれぞれ計算した金額(当該金額に100円未満の金額があるときは、これを切り捨てる。)の合計額(控除限度額を限度)とする。

① 増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき、措法第41条の3の2第1項又は第5項の規定により計算した金額

② 他の住宅借入金等の金額の合計額につき、措法第41条の規定により計算した金額

87,000円 + 278,000円 = 365,000円 < 400,000円(控除限度額)

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書
(平成26年分) 氏名 国税 太郎

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税若しくは相続時精算課税選択の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
バリアフリー改修〇〇助成金	平26・8・25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	400,000 円
	平・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	円	円
交付を受ける補助金等の合計額 ②		
取得対価の額 ③ (①-②)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑩欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	7,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	400,000
増改築等の費用の額 ⑥ (④-⑤)	(赤字のときは0) 6,600,000

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑩欄に転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えると、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※50万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※50万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑩欄に転記してください。

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住居借入金特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の⑩又は⑪の② 円	計算明細書の⑩又は⑪の③ 円	⑬+⑭又は⑬+⑭+⑯ 円	計算明細書の⑩(③の⑥) 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※) ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑬ - ⑯) ⑰	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

補助金等がある場合は③の⑥の金額を転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかな場合には、裏面の③のイ又はロの算式で計算した⑰又は⑱の金額をそれぞれ⑬の⑥欄又は⑭の⑥欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕（先の新築等分）

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 . 1 . 25 [平成]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の②の金額)	② 2 0 0 0 0 0 0 0	③ 2 5 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 1 0 0 . 0 0	⑤ 1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 1 0 0 . 0 0	⑦ 1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨(補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑨)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書きなさい。	⑤	⑥		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑦ 2 0 0 0 0 0 0 0	⑧ 2 5 0 0 0 0 0 0	⑨ 4 5 0 0 0 0 0 0	⑩

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住 宅 の み	② 土 地 等 の み	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤	⑥	⑦ 2 7 8 0 0 0 0 0	⑧
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.0%と書きなさい。	⑨	⑩	⑪ 1 0 0 . 0 0	⑫
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑬の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑬	⑭	⑮ 2 7 8 0 0 0 0 0	⑯
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑰	⑱	⑲ 2 7 8 0 0 0 0 0	⑳
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㉑ ㉒ ÷ ㉓ 1 0 0 . 0	㉔ ㉕ ÷ ㉖ 1 0 0 . 0	㉗ 1 0 0 . 0	㉘ ㉙ ÷ ㉚
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉑ × ㉗)	㉛	㉜	㉝ 2 7 8 0 0 0 0 0	㉞
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉛ + ㉜ + ㉝ + ㉞)				㉟ 2 7 8 0 0 0 0 0

※ ㉟の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉟」欄に転記します。

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書きなさい。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... ☐ 2 障害者(1に該当する方を除きます)..... ☐ 3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます)..... ☐ 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	① 高齢者等居住改修工事等の費用の額	② 交付を受ける補助金等の合計額	③ (① - ②) ※ 50万円を超える場合に限り適用。
	④ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 50万円を超える場合に限り適用。	⑤ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 50万円を超える場合に限り適用。	⑥ 特定増改築等工事の費用の合計額 (④ + ⑤)
	⑦ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (④又は⑤ × ㉑の①)	⑧ 特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 (㉑と⑥のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	
	⑨	⑩	
	⑪	⑫	

※ ②、④及び⑤について、特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円を超えるときに限ります。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号 1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㉟の金額を転記します。	⑬ 2 7 8 0 0 0

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重 複 適 用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に二面の㉟の金額を右に転記します。	⑭ 0 0
---------	---------	---------	--	-----------------

- (注) 1 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の新築等をした家屋に係る控除額計算明細書二面の「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
- 2 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」の文字を○で囲み、⑭欄の記載は後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書についてのみ行う(先の新築等をした家屋に係る控除額計算明細書であるため、⑭欄は記載を要しない。)

〔控除額計算明細書二面〕（先の新築等分）

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨	27,800,000円	
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	
1 (2から7 のいずれか を選択する 場合を除 きます。)	住宅借入金 等特別控除 の適用を受 ける場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高40万円) 円	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高50万円) 円	
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高20万円) 円				住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高30万円) 円	
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高20万円) 円			平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高30万円) 円	
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高30万円) 円			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高40万円) 円	
		平成23年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高40万円) 円	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額() $\times 0.02$ $+ (② - ⑦) \times 0.01 =$	⑮ (最高12万5千円) 円		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高50万円) 円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額() $\times 0.02$ $+ (② - ⑦) \times 0.01 =$	⑮ (最高12万円) 円			
		平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮ (最高10万円) 円			平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額() $\times 0.02$ $+ (② - ⑦) \times 0.01 =$	⑮ (最高12万円) 円			
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮ (最高12万5千円) 円					⑮ (最高12万円) 円		
		平成18年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮ (最高15万円) 円					⑮ (最高12万5千円) 円		
		平成17年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮ (最高20万円) 円					⑮ (最高12万円) 円		
		平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮ (最高25万円) 円					⑮ (最高12万円) 円		
		2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 =$	⑮ (最高12万円) 円	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額() $\times 0.02$ $+ (② - ⑦) \times 0.01 =$	⑮ (最高12万5千円) 円
				平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 =$	⑮ (最高15万円) 円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ②の金額(最高1,000万円) ⑦の金額() $\times 0.02$ $+ (② - ⑦) \times 0.01 =$	⑮ (最高12万円) 円	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高50万円) 円	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮ (最高60万円) 円	
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高30万円) 円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮ (最高36万円) 円	
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高30万円) 円			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮ (最高48万円) 円	
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮ (最高40万円) 円							
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮ (最高60万円) 円							

※1 ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑮欄も記載します。

2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと（これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、上記の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます。）に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等に係る明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑮ 00 円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑮ 00 円

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

（注） ⑮欄は記載を要しない。